

平成25年9月27日

各 位

会 社 名 新晃工業株式会社 代表者名 代表取締役社長 武田昇三 (コード番号 6458 東証第1部) 問合せ先 取締役兼専務執行役員 津澤 勲 (TEL 03-5640-4159) (TEL 06-6367-1811)

厚生年金基金の特例解散に関するお知らせ

当社が加入する「西日本冷凍空調厚生年金基金」(総合型)は、平成25年9月18日開催の代議員会において特例解散の方針が決議され、平成25年9月26日同基金より正式に通知文を受理いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特例解散の理由

同基金は、年齢構成の高齢化等により、今後掛金が著しく上昇する見込みであり、また、当該掛金を負担していくことが困難であると見込まれることを理由として、平成25年9月18日開催の代議員会で特例解散の方針を決議いたしました。

厚生年金基金(以下「年金基金」という)は厚生年金の一部を国に代わって支給(代行支給)しているため、年金基金の解散時には、年金基金が支給することになっていた代行給付に要する費用を一括して国に返還する必要がありますが、特例解散の場合には、返還額から年金基金が保有する資産を返還した上で、返還額との差額(代行部分積立不足額)については、定められた期間での分割納付が可能となるものです。(個別企業は一括か分割かを選択可能)

同基金は、一時的あるいは短期間に多額の資金の負担が必要な通常の解散ではなく、解散後に代行部分積立不足額を国へ分割納付する特例を用いて解散する方法(特例解散)の方針を決議したものであります。

なお、同基金の解散には、厚生労働省の認可等が必要であり、実際の解散は来年度以降となる見込みであります。

2. 解散に伴う費用の発生と業績に与える影響

同基金解散に伴い費用の発生が見込まれますが、解散に伴う費用の金額と業績に与える影響 につきましては、現時点では不確定要素が多く、合理的な見積り金額が算定できません。

見積り金額が判明した時点で、すみやかにお知らせいたします。

以上